

平成 15 年経済産業省告示第 249 号（電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 号口の要件等に関する告示）等の一部改正について（概要）

令和 3 年 2 月
経済産業省
産業保安グループ
電力安全課

1. 現状及び改正の経緯

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条第 1 項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、当該電気工作物の保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられている。ただし、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 52 条第 2 項の規定により、自家用電気工作物の一部については、平成 15 年経済産業省告示第 249 号（以下「告示」という。）で定める実務経験等の要件を満たし、保安上支障がないものとして経済産業大臣（又は所轄の産業保安監督部長）の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任せず、外部の法人又は個人に、保安の監督に係る業務を委託することができる（外部委託制度）。

電気設備の信頼性や保安技術の向上といった環境変化により、電気保安管理業務の従事者から、当該業務の受託に必要な能力の習得を補うための講習制度等を準備すれば、保安水準を維持したまま当該業務受託に必要な実務経験年数は免状種別に問わず 3 年で十分との声がある。

このため、講習受講により実務経験年数を短縮することの妥当性及び実務経験を代替する講習のあり方について検討を行った上で、第 3 回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ（令和 2 年 12 月 4 日開催）において議論したところ、問題ない旨、結論が得られたため、所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

電力安全小委員会等における検討を踏まえ、下記 2 点に係る改正及び形式的修正を行う。

- ①電気保安管理業務の受託に必要な能力の習得を補う制度として、新たに電気保安管理業務講習を設けること。
- ②電気保安管理業務の受託に必要な実務経験について、告示第 1 条に基づき、第 2 種電気主任技術者にあつては 4 年以上、第 3 種電気主任技術者にあつては 5 年以上としていた実務経験年数について、電気保安管理業務講習を受講した者においては免状種別に関わらず一律 3 年以上とすること。